

VI. 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源が全市にわたって分布している。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっている。そのため、市内に分布する多様な文化財の保全継承に努力するとともに、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、魅力的なまちづくりに寄与するように努めることとする。

市域には、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)に基づく国の指定文化財が41件、大阪府文化財保護条例(昭和44年3月28日、大阪府条例第5号)に基づく指定文化財が29件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則(昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例(平成3年3月29日、条例第5号)による指定が34件ある。その他、登録有形文化財15件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件を含め、合計160件となり、これらの文化財所有者及び管理者等と連携しながら、維持管理の状況を把握し、計画的な保存修理や、一般公開などの事業の推進を進める。

今後も引き続き、国、府、市による指定及び登録等の候補となる文化財に関する調査を継続する。市域の文化財の総合的な把握をより推進するとともに、文化財指定等を促進する。

①有形文化財

有形文化財(建造物・美術工芸品)は、国宝1件を含む国指定27件、府指定が17件、市指定が32の計76件の指定のほか50件の登録有形文化財がある。その多くを法人や個人が所有・管理していることから、今後の修理保全や公開等を継続的に実施するために支援を行う。

建造物については、寺社のうち美原区を除く地域については、悉皆調査を平成3年(1991)から平成6年(1994)にかけて実施し、総合的な把握に努めてきた。民家についても、大阪府の民家調査や堺市史(続編)で調査が行われてきた。また美原区については美原町史で調査を実施し、総合的な把握に努めてきた。今後は、近年実施された近代和風建築総合調査や近代化遺産総合調査等の結果も踏まえながら、所有者の協力を得つつ指定や登録等による保護に努める。

また美術工芸品については、地域ごとに悉皆調査を進めてきた。古文書・歴史資料等についても寺院調査等が行われているが、今後も調査を継続し、所有者等の協力を得ながら指定等による保護に努める。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財の指定等はなく、無形民俗文化財としては大阪府指定の「上神谷のこおどり」(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択)、「堺の手織緞通」の2件である。

大阪府の民俗芸能悉皆調査が実施されているものの、市内各所の祭礼・行事などの詳細な調査は未実施なものが多く、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成や市民に対する普及啓発活動に取り組む。また必要に応じて堺市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

③記念物(史跡・名勝・天然記念物)

史跡は国指定が12件、府指定が7件、計19件となっており、大半を古墳が占めるという本市の特性を強く現している。その他、名勝は国指定1件、府指定1件、市指定2件の計4件、天然記念物は国指

定1件、府指定7件の計8件となっている。

名勝及び天然記念物に関しては、主に茶の湯をはじめとする本市の近世の歴史と密接に係る庭園や、樹木等を対象に調査の実施を行い、所有者等との協力のもと、調査を実施する。

④文化的景観

文化的景観に関しては、文化庁が設置した「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究会」が平成19年(2007)に実施した調査において、1次調査で確認された全国2,032件の中から、文化的景観の価値が高いと判断された195件に含まれる「堺環濠都市」「阪堺電車」を対象に、文化的景観の観点からの価値の把握等に努める。特に堺環濠都市は、「中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観」の典型的・代表的なものとして、全国でも66件のみが選択されている重要地域に位置付けられている。

(2)重点区域に関する具体的な計画

①百舌鳥古墳群及び周辺区域

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、17件の指定文化財が存在する。

有形文化財のうち建造物は重要文化財の高林家住宅、堺市博物館内に移設された旧浄土寺九重塔の2件のほか、堺市博物館敷地内の伸庵や黄梅庵、大阪府立三国丘高等学校同窓会館(旧三丘会館)、旧天王貯水池の4件が登録有形文化財(建造物)となっている。美術工芸品としては、重要文化財が木造観音菩薩立像(堺市博物館所蔵)、漆塗太鼓形酒筒(堺市博物館所蔵)の2件、府指定が慶長大火縄銃(堺市博物館所蔵)の1件、市指定が住吉祭礼図屏風(堺市博物館所蔵)、山上宗二記(堺市博物館所蔵)、元禄菱垣廻船模型(堺市博物館所蔵)、十一面観音立像(光明院所蔵)の4件となっている。

無形文化財及び民俗文化財の指定等を行われていない。

史跡は百舌鳥古墳群を構成する塚廻古墳、収塚古墳、長塚古墳、丸保山古墳、いたすけ古墳の5件が指定され、他に、宮内庁が管理する陵墓として仁徳天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、履中天皇陵古墳及び、陵墓参考地として、ニサンザイ古墳、御廟山古墳が存在する。

天然記念物は府指定の百舌鳥のくす、百舌鳥八幡宮のくす、方違神社のくろがねもちの3件である。

この中で、古墳に関しては、いたすけ古墳をはじめとする史跡の古墳だけでなく、寺山南山古墳や旗塚古墳などの未指定のもの、仁徳天皇陵古墳などの宮内庁が管理する陵墓や陪塚、陵墓参考地という異なる位置付けのものを、百舌鳥古墳群としての包括的な評価の下に、必要なものについて保存、修景、整備などを実施する。

②環濠都市区域

環濠都市区域には、35件の指定文化財が存在する。

有形文化財は、建造物が重要文化財の大安寺本堂、海会寺本堂・庫裏・門廊、山口家住宅、南宗寺仏殿・山門・唐門の4件、府指定の菅原神社楼門、板状塔婆の2件、市指定の井上家住宅主屋の1件、登録文化財の清学院の1件が存在する。美術工芸品としては重要文化財が脇差 朱銘長義(妙國寺)、短刀 銘国光(妙國寺)、紙本著色大寺縁起(開口神社)、伏見天皇宸翰御歌集(冬百首)(開口神社)、短刀 銘吉光(開口神社)、釈迦二声聞像(祥雲寺)、沢庵和尚像(祥雲寺)、閻魔王図(長泉寺)、本堂障壁画(大安寺)の9件、府指定が阿弥陀如来立像(常安寺)、梵天像(常安寺)、開口神社文書(開口神社)、和泉長谷寺縁起(長谷寺)、阿弥陀三尊来迎図(専称寺)の5件、市指定が梵鐘(本願寺堺別院)、親鸞聖人絵伝(真宗寺)、反

故裏書（真宗寺）、己行記（妙國寺）、行功部分記（妙國寺）、宝物集 卷第三（妙國寺）、法華經宝塔曼荼羅図（妙法寺）、牡丹花詩集（海会寺）、仏涅槃図（月蔵寺）の9件となっている。

無形文化財及び民俗文化財の指定等が行われていない。

史跡は、国指定が土佐十一烈士墓の1件、府指定が堺県庁跡の1件となっている。

名勝は、国指定が南宗寺庭園の1件、府指定が祥雲寺庭園の1件、市指定が妙國寺庭園の1件となっている。

天然記念物は国指定が妙國寺のソテツの1件となっている。

区域北部には山口家住宅、井上家住宅、清学院をはじめとする指定等文化財のほか、町家等に代表されるその他の指定等文化財以外の歴史的建造物が多く存在しており、その保存活用についても検討を行っている。これらの文化財の積極的な保存活用は、地域活性化にも寄与するものであり、建造物として価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財指定及び登録を検討し、また必要に応じ、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保存活用を図る。

重点区域では刃物、線香などの伝統産業が継承されており、町家等の小規模な建造物を作業場とする堺固有の分業制などの産業構造が、特有の市街地環境の形成にも大きく寄与している。後継者育成のための教育体制の充実や、多様化する消費者ニーズへの対応、地域ブランドとしての確立を協働で進める。

③その他の両区域に共通する内容

無形民俗文化財については重点区域内で指定されたものはないが、神輿渡御祭、百舌鳥八幡宮月見祭などの伝統行事や祭礼などの無形の文化財が継承されている。これらの継承の担い手となっている地域や団体等と連携し、調査及び記録作業の実施、保存継承のための計画策定の支援を行い、必要に応じて保存継承のための支援等も検討する。

2. 文化財の修理（整備）に関する方針

（1）堺市全体に関する事項

文化財の保存修理にあたっては、文化財保護法やその他関連法令に基づき、適切な保存が行われるように、計画的な修理及び整備を実施する。本市では、すでに史跡のうち土塔及び旧堺燈台について整備を実施し公開している。旧堺燈台については、毎年海の日に、燈台の内部を公開している。また重要文化財山口家住宅や登録有形文化財清学院については、堺市立町家歴史館として公開活用を行っている。

現状変更等を伴う修理や整備の実施に際しては、堺市文化財保護審議会の意見を踏まえるほか、必要に応じて文化庁や大阪府教育委員会と協議を行い、特に専門性が必要な場合には、研究機関等の専門家から助言を得て実施する。

修理にあたっては、事前の調査や既存資料に基づき適正な措置を取るとともに、修理等にあわせて詳細な調査・記録を実施し、将来に向けた資料作成も行うこととする。

また市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める。

（2）重点区域に関する具体的な計画

本計画の実施期間中に、重点区域における歴史的風致を維持向上するための保存・修理・修景を積極的に実施するため、重点区域内の歴史的建造物の保存・修理・修景に対する助成を行う。

重点区域内において、町家等の歴史的建造物を、指定の基準に沿って歴史的風致形成建造物に指定し、

所有者等の意向や建造物の損傷状態の調査を行い、保存・修理・修景に対する助成を行う。

百舌鳥古墳群では、陵墓、陪塚、陵墓参考地を除く古墳を対象として、平成 25 年(2013)度に保存管理計画の策定を予定している。策定後は、整備基本計画を策定し、古墳の整備や修景を行う。整備は、大仙公園内の古墳を優先して、古墳本来の形状がわかるような整備を実施したうえで、必要に応じて埴輪や葺石など、古墳築造当時の姿の復元を実施する。さらに、陪塚については、近接する大型古墳との位置関係が理解できるよう、古墳周辺を対象とした修景を実施することで、古墳群としての景観の向上をめざす。

＜重点区域における事業＞

「重要文化財高林家住宅保存修理事業(平成 30 年度～平成 34 年度)」

「百舌鳥古墳群整備事業(平成 24 年度～)」

「歴史的建造物保存修理事業(平成 25 年度～平成 34 年度)」

3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市の文化財の保存・活用を行うための施設には、堺市博物館等がある。博物館は文化財の保存・活用の中核となる施設であり、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行う。また、みはら歴史博物館や泉北すえむら資料館については、地域の歴史を踏まえつつ特色ある展示を行う。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

重点区域内には、堺市博物館、堺伝統産業会館、堺市立町家歴史館(山口家住宅)、堺市立町家歴史館(清学院)などの歴史文化関連施設がある。

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、市民や来訪者に百舌鳥古墳群の歴史的意義や価値を理解し、古墳群の保護・維持意識を醸成するため、古墳群の歴史・価値等を学び、その雄大さを体感できるガイドンス施設を整備する。

環濠都市区域については、伝統産業及び町家等に関連する展示は行われているものの、中世の堺に関する歴史・文化に関する展示は行っていない。このため、現在計画している文化観光拠点において、茶の湯を中心とした堺における中世の歴史や文化についての情報発信を行う。

＜重点区域における事業＞

「文化観光拠点整備事業(平成 24 年度～平成 27 年度)」

「百舌鳥古墳群ガイドンス施設の整備(平成 24 年度～平成 28 年度)」

4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

文化財の保全にあたっては、市街地に文化財が広く点在していることから、周辺環境や人々の都市活動などを一体的に捉えて保全していくことが重要である。

文化財の指定等、文化財保護法による文化財の保全とともに、都市計画法にもとづく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、各種施策との連携を図る。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

重点区域については、堺市景観計画で「重点的に景観形成を図る地域」に位置付け、きめ細かな景観誘

導を図っていくこととしており、このような取組みと連携していくことが必要である。

百舌鳥古墳群及び周辺区域においては、緑豊かな古墳と一体となった市街地環境を保全・創出することが重要であり、そのため、古墳周囲を第一種低層住居専用地域や風致地区に指定し、周辺の市街地環境を保全する。また、大仙公園の再整備や濠の水質改善、古墳への視点場の形成などの環境整備を検討するとともに、建築物の高さや色彩などの形態意匠について、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用及び屋外広告物の掲出のあり方についても検討する。

環濠都市区域においては、文化財の指定等により、核となる文化財の保存を図りながら、これらと調和した歴史的なまちなみを形成するため、歴史的建造物の保存・修理や、建築物等の伝統的意匠を採り入れた修景に対する支援、道路の美装化などについて検討する。そのほか、歴史的まちなみの保全やこれと一体となった周辺市街地景観の形成に向け、都市計画手法や景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用についても検討を行う。

また文化財に関する情報提供を行う説明板や、文化財をはじめとする歴史的建造物等を有機的につなぐ誘導看板や標柱の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備など、歴史的風致に配慮しつつ来訪者等に分かりやすい説明板等のデザインの検討を行う。

<重点区域における事業>

「百舌鳥古墳群水質改善事業(平成 24 年度～)」

「視点場の整備に関する調査検討(平成 25 年度～)」

「まちなみ再生事業(平成 25 年度～平成 34 年度)」

「百舌鳥古墳群周辺案内板の整備(平成 25 年度～)」

「環濠都市区域内における案内板の改善(平成 18 年度～)」

5. 文化財の防災に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市は平成 22 年(2010)に堺市地域防災計画を策定し、予防体制や災害時及び非常時の対応をまとめている。

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図り、住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めるとともに、予防体制の確立及び防災設備の整備として、(1)初期消火の確立及び地域住民との連携、(2)防災関係機関との連携、(3)消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導、(4)建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導を進める。すでに「堺市消防通信指令総合システム」を平成 21 年(2009)より導入し、指定品などの搬出についても消防局と連携を進めている。例年文化財防火デーでは消防局並びに関西電力株式会社、大阪ガス株式会社と連携を行い、定期的に防災設備の保守点検等や啓発に努めている。

また文化財の災害発生時及び非常時における応急対策としては、指定文化財等の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。さらに、文化財課が、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

さらに、防災だけでなく、防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

重点区域に関しては、指定等文化財だけでなくその他の歴史的建造物等が多く存在しており、個々の

文化財の防災だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災に関する計画の策定を進める。

特に環濠都市区域の北部は元和の町割を継承する街区であるものの、狭い道路も多く、緊急車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮し、防災面の問題点・課題を整理した上で、具体的な防災計画の策定を進める。

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市では堺市博物館、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院、堺市立泉北すえむら資料館などが拠点となり、文化財に関する普及・啓発を行っている。今後はさらに埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会や、小学校における出前授業、シンポジウム等のイベント開催を実施し、市民が広く文化財に触れる機会を設けるほか、文化財の案内板や標柱の設置、パンフレット等の解説書の作成などを行う。また、本市の文化財の価値を広く後世に伝えるため、文化財の活用を進めながら、観光ボランティアガイドをはじめとする各種団体等と連携を行い、普及・啓発するための機会の提供に努める。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

広く本市の文化財への関心を高めるために、重点区域における文化財に関する情報提供を行う説明板や、文化財と歴史的資源に関連した施設を有機的につなぐ誘導看板や標柱の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備などを行う。また文化財及び周辺市街地の環境を体感できる着地型ツーリズムの進展や、そのためのプログラムの開発や体制の構築を行う。

さらに文化財特別公開を開催し、指定文化財の公開や、刃物などの伝統産業の実演・販売などを実施し、市内外に対して堺市の文化財の積極的な普及・啓発を行っており、これらの取り組みを引き続き継続する。また、神輿渡御祭などの祭礼については、担い手となっている地域や団体等と連携し、調査を行う。

<重点区域における事業>

「百舌鳥古墳群に関する情報発信(平成17年度～)」

「堺市地域文化遺産活用活性化事業(平成25年度)」

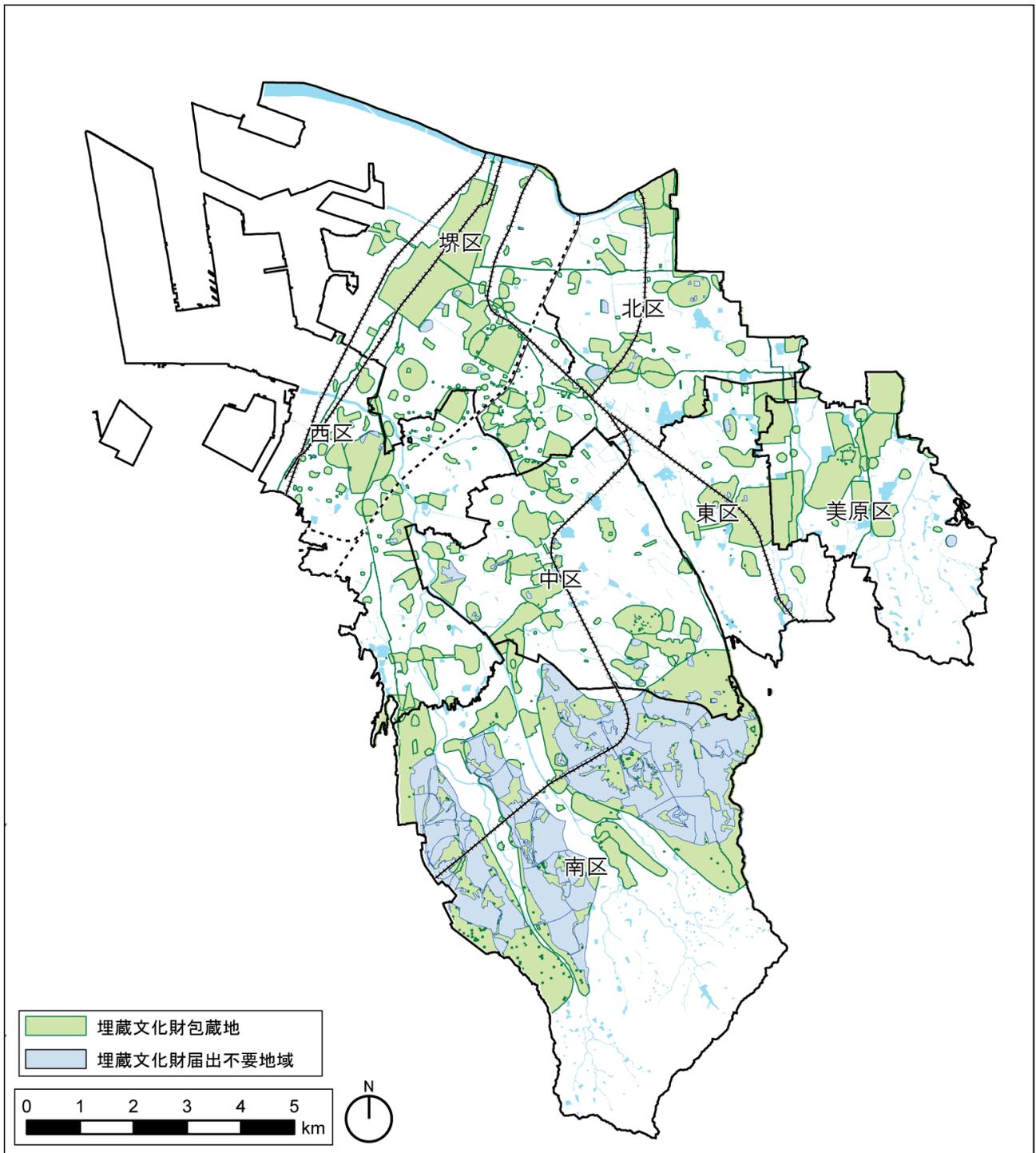
「史跡・重要文化財等公開事業(平成10年度～)」

7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市内には400件以上もの「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、遺跡分布地図を作成し、必要に応じて情報の更新を行っている。なお、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地に関する情報は、市ホームページで閲覧することができる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に関しては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底するとともに、大阪府教育委員会とも連携を取りながら、適切に指導を行っている。さらに、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、計画変更によって埋蔵文化財の保存などの措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、必要に応じて記録保存などの対応についても速やかに実施していく。また、試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見や範囲拡大が生じた際には、速やかに文化財保護法に基づく手続きを行う。



本市の周知の埋蔵文化財包蔵地

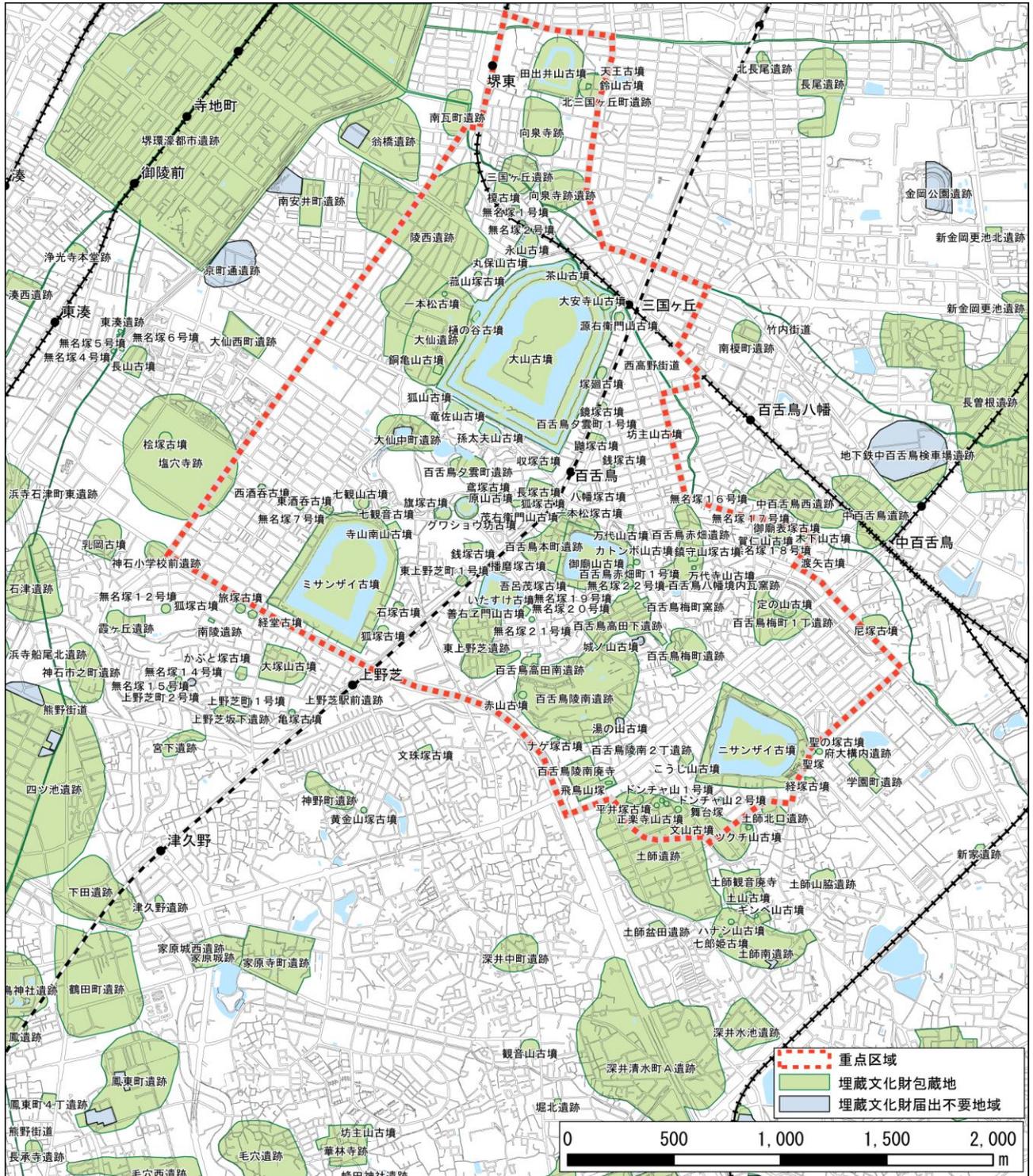
(2) 重点区域に関する具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、百舌鳥古墳群を構成する古墳、古墳築造に関連する集落跡、生産遺跡等が数多く残されている。また環濠都市区域は、全域が堺環濠都市遺跡に該当し、地下約 1m には、中世「堺」の町の痕跡が残されている。

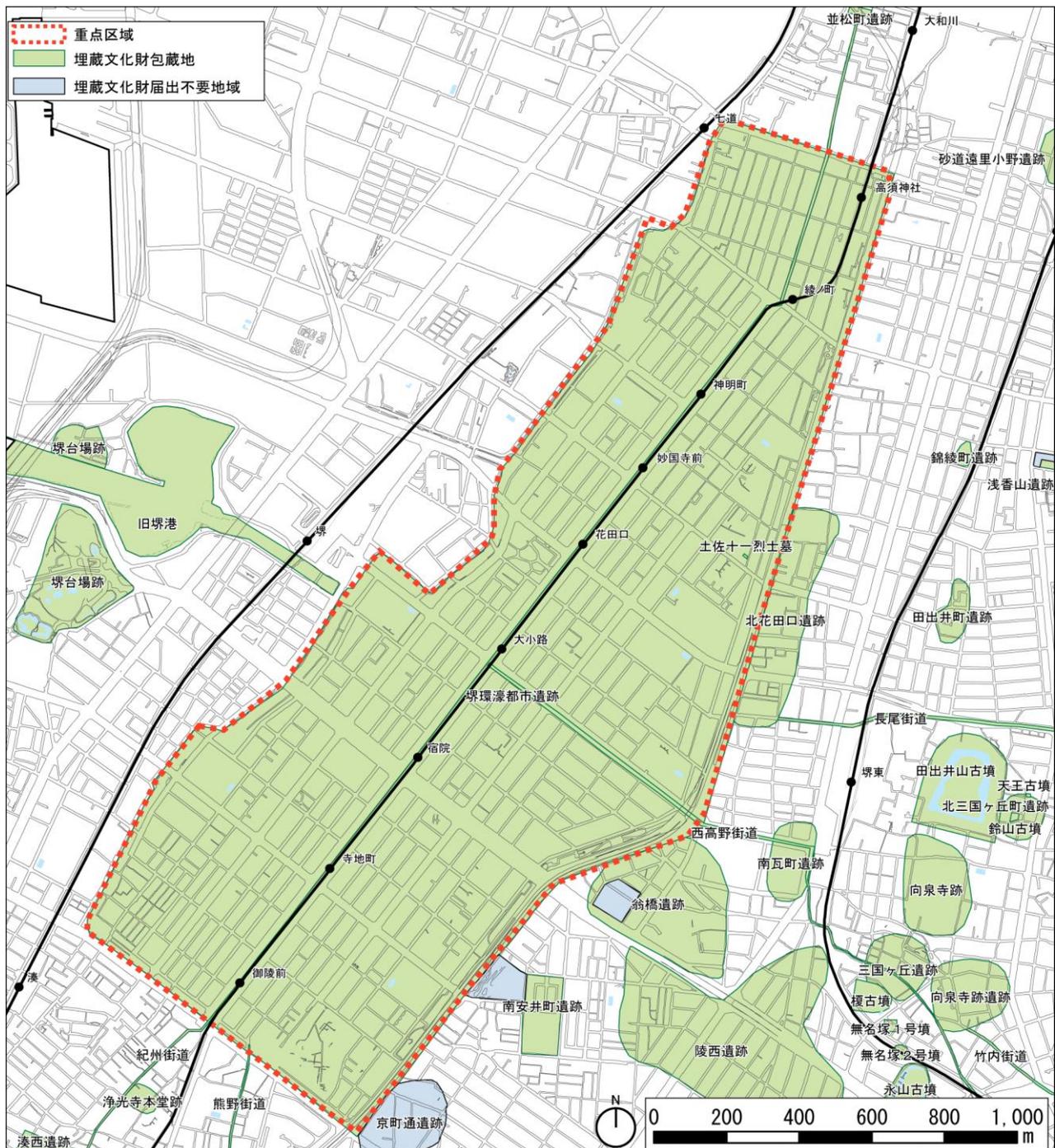
これら周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の実施にあたっては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底するとともに、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、工法の検討や、計画変更によって埋蔵文化財の地下保存などの措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、やむを得

ない場合は、記録保存などの対応についても速やかに実施していく。

さらに、百舌鳥古墳群については、各古墳の規模や形状、築造年代などを把握するために、平成 19 年(2007)度より継続して、範囲確認調査や地中レーダー探査を実施している。調査成果は、発掘調査報告書を作成するほか、堺市博物館や大阪府立近つ飛鳥博物館での展示や、講演会を開催することで、市内外への公開に努める。



周知の埋蔵文化財包蔵地（百舌鳥古墳群及び周辺区域）



周知の埋蔵文化財包蔵地（環濠都市区域）

8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制と今後の方針

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成19年(2007)4月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局への移管となった。その後、平成22年(2010)4月には、文化観光局が設置され現在に至る。文化財に関する業務は、「堺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」第2条により教育委員会の事務を文化財課の職員が補助執行することとし、発掘業務や文化財保護の業務を行っている。

- ・本庁（文化財係）

埋蔵文化財担当職員 6人

文化財一般担当職員 3 人 事務職員 2 人 再任用職員 2 人 短期臨時職員 1 名

・分室（調査第 1 係、調査第 2 係）

埋蔵文化財担当職員 10 人 事務職員 1 人 任期付職員 1 人 再任用職員 2 人 短期臨時職員 1 人

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、堺市文化財保護条例に基づく堺市文化財保護審議会を設置している。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理などの事業については、文化財保護審議会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導助言を得て実施する。

堺市文化財保護審議会委員名簿（平成 25 年 9 月現在）

氏名	所属	専門
阿部 恵子	与謝野晶子を語る会 会長	学校教育、文芸
加須屋 誠	奈良女子大学 文学部 教授	日本美術史
北口 照美	奈良佐保短期大学 生活未来科 特任教授	住環境学、造園学
小浦 久子	大阪大学大学院 工学研究科 准教授	都市計画
高橋 平明	元興寺文化財研究所 総括研究員	仏教文化、民俗学
東野 良平	元大阪府立布施工業高等学校 建築科 教諭	日本建築史
前田 洋子	元大阪市立博物館学芸課 課長代理	考古学
前中 久行	元大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	天然記念物
水野 正好	奈良大学 名誉教授	考古学
山中 浩之	大阪府立大学 名誉教授	日本近世近代史

9. 文化財の保存・活用に関する住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市には、文化財関係団体をはじめ、歴史、文化の保存・活用に係る各種まちづくり団体が活動している。平成 18 年(2006)4 月の政令指定都市移行後、各区役所を拠点として、区民まちづくり会議の設置や区民まちづくり基金の創設など、区域ごとの特色を活かしたまちづくりを推進している。各区の基本方針は以下のとおりである。

堺 区：「もののはじまり何でも堺」21 世紀の町衆文化の創造をめざして

中 区：地域力と協働力ですすめるまちづくり

東 区：水・緑と調和し、安全・安心な暮らしをともにつくるまち

西 区：安全・安心を軸として子どもから高齢者までコミュニティを活かしたまちづくり

南 区：自然とふれあい人と人とのつながりを大切にするまち

北 区：歴史文化とこどもの夢があふれるまちづくり

美原区：地域でつながり次世代へつなげる美原のまちづくり

以上の基本方針のもと、市民がまちづくりの主役の実現をめざし、様々な取り組みを行っている。

そのうち文化・観光の分野では、市域全体を対象に「NPO 法人堺観光ボランティア協会」などが様々な活動を繰り広げている。例えば、観光ホスピタリティガイド養成講座を受講・修了した有志が集まって会員となり(会員数 194 名:平成 25 年(2013)9 月現在)ガイドの他、観光スポット等の点検や清掃協力、

文化財等の特別公開等への協力を実施している。

また「堺自由の泉大学」では、堺の魅力を知る一環として、堺の文化や伝統技術の継承と発展を推進するため、仁徳天皇陵古墳や世界遺産、文化財、また無形文化遺産についての学習を年間通じて実施している。

今後とも、これらまちづくり団体との意見交換を重ねながら互いの連携を図るとともに、歴史・文化の担い手育成などについても検討を行う。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、地元住民を中心に古墳の清掃美化活動が行われている。「仁徳陵をまもり隊」は、郷土「堺」の誇りである仁徳天皇陵古墳を美しく保ち、次世代へ継承していくことを目的に、仁徳天皇陵古墳の外濠、外堤及び周遊路等の清掃を年2回(3月と11月)実施している。また、「魅力あふれる百舌鳥野をつくる会」は、古墳の周遊路や街道を中心とした道路の美化活動を行っている。さらに、講演会やウォークラリーを開催している。古墳及び周辺の清掃美化活動については、行政との協働による実施方法について検討する。

堺環濠都市区域でも様々なまちづくり団体が活動を行っている。環濠北部では町家の所有者等が中心となり「七まち町家会」をつくり、活動を行っている。「堺文化財特別公開」の期間中には、町家等の公開やイベントなどが行われている。また、環濠の象徴である「内川・土居川」では、川の清掃活動から始まった取組みが、現在ではNPO法人「観濠クルーズ Sakai」として定期観光船を運航させるまでとなり、活発に活動を行っている。さらに、流域の8連合自治会では「内川・土居川を美しくする会」を結成し、年3回の清掃活動に取り組んでいる。

これらの他にも様々な団体が活躍し、歴史文化を活かしたまちづくりへの取組みが進んでいる。

<重点区域における事業>

「市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み(平成17年度～)」

「観光ボランティアガイドの育成・支援(平成7年度～)」

